

著作人格権のみなし侵害行為に関する若干の考察

濱口太久未

1. はじめに

本稿では、著作権法第 113 条第 11 項に規定されている著作人格権のみなし侵害行為に関する考察を行う。後述するように、この条文は項数の変動はあるものの、昭和 45 年の現行法制定時から存在し且つ条文改正がなされていないものであるところ、条文自体が甚だ抽象的であり、そのカバーする範囲が必ずしも明確ではないという課題が従来存在しているところである。一方で同条文を巡っては学説や裁判例の蓄積も一定程度見られるところであり、本稿ではこれらの先行業績等を参照しつつ、限られた紙幅の中でという限界はあるものの、同条文の解釈について若干の考察を試みたい。

2. 経緯等

(1) 現行条文

現行著作権法においては著作人格権（第 18 条～第 20 条）、著作権（第 21 条～第 28 条）など、著作者等の権利が種々規定されているところ、第 113 条はこうした著作権や著作人格権等に関してその保護範囲を拡張し、「権利者

の保護の十全を期する」¹⁾ 目的で、著作権の各支分権等に該当する行為とは別の侵害行為を列記・規定した条文である。

この第 113 条では著作者人格権のみなし侵害を規定している項が複数存在する中、本稿が対象とする第 11 項は「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。」と規定されているところ、上述の通り、条文としてはシンプルであり、初見では具体的にどのような利用行為が同項の規制対象となっているのかが把握しにくいというのが問題意識の出発点である。同項は現行法制定時には第 2 項に規定されていたところ、その後の度重なる著作権法一部改正により第 113 条に別の項が続々と追加された際にも常時最終項にまわされる形となり²⁾、現状でも最終項である第 11 項に位置づけられているが、これも上述の様に、現在の第 11 項は現行法制定当初の第 2 項と同一であるという事情もあり、まずは現行著作権法制定時の第 113 条第 2 項に関連する経緯について見ておきたい。

(2) 立案担当者の意図

著作権法に規定される著作者人格権自体は、現行法制定時から公表権 (第 18 条)、氏名表示権 (第 19 条)、同一性保持権 (第 20 条) が規定されてきているところ、上記第 113 条第 2 項 (当時) がこれらの著作者人格権とは別に規定された点につき、立案担当者は「これは当初は人格権の規定の中の同一性保持権のところにあわせて書こうとしたのですけれども、やはり同一性保持とい

1) 加戸守行『著作権法逐条講義 七訂新版』836 頁

2) 第 113 条に関する直近の改正は「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 48 号)におけるリーチサイト・プログラムへの対応を企図した新しい第 2 項・第 3 項等の挿入であり、本稿が対象とする著作者人格権のみなし侵害の項は改正前の最終項第 7 項が二段階改正を経て現在の第 11 項にずれている。

うこととはちょっと違うというのでこちらに持ってきて「侵害する行為とみなす。」という書き方をしたのです。つまりすでに公表された著作物であっても、しかもそれを全く改変を加えずにそのまま使う場合であっても、使い方によっては著作者にとって困る場合がある。よくいわれるのは、宗教画をくつの包装に使ったり、あるいは宗教曲をわいせつな、ストリップの伴奏に使うというのは困るということが言えないとおかしいというので、ここへ持ってきているわけです。」と述べている³⁾。

とはいえ、このような著作物の一定の利用行為に係る規制の意図が第113条第2項(当時)(現11項)の条文にストレートに反映されているのかどうかと考えると、必ずしも判然とはしない印象である。このことに関しては、特に、①著作者の名誉声望とは何であり、②そのような名誉声望を害する方法による著作物を利用する行為とはどのようなものを指すのかという2点に関わっていることから、本稿ではそれらに注目したいと考えているところ、抑々著作権法は旧著作権法⁴⁾の時代も同様であるが、著作権に関する最重要の国際約束である「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下「ベルヌ条約」という。)を我が国として批准して法制化しているという経緯があるので、まずはベルヌ条約における著作者人格権保護の動向について概観する。

(3) ベルヌ条約における著作者人格権に関する規定振りとその変遷

ベルヌ条約自体は1886年に創設されているが、この創設条約には著作者人格権に関する規定は存在せず、これがベルヌ条約に盛り込まれたのは1928年のローマ改正条約においてであった。その際、同条約第6条の2(1)として「著作者ノ財産的権利ニ係ルコトナク且該権利ノ移転後ト雖モ著作者ハ著作物ノ創

3) 新著作権法セミナー〔第11回〕『ジュリスト』(1971.5.15 (No.479)) 118頁〔佐野文一郎・文部省企画室長/元著作権課長発言〕

4) 著作権法(明治32年法律第39号)

作者タルコトヲ主張スルノ権利及右著作物ノ改竄、載除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作者ノ名誉又ハ声望ヲ害スルコトアルベキモノニ対シテ異議ヲ述ブルノ権利ヲ保有ス」との条文が設けられており、政府の報告書⁵⁾によれば、その経緯等については概略、次のようなものであった。

ローマ改正条約案の作成・検討に関するローマ会議の主催国であるイタリアから、開会式当日に第 6 条の 2 を追加する提案があり、そこでは「以下各條ノ規定ニ依ル財産的權利ノ保護ト獨立シ、且ツ其ノ一切ノ讓渡ニ拘ハラズ左ノ權利ハ常ニ著作者ニ屬スルモノトス。(a) 著作物ノ真正ノ著作者タルコトヲ主張スルノ權利。(b) 著作物が發行セラルベキヤ否ヤヲ決定スルノ權利。(c) 著作者ノ精神上ノ利益ヲ害スベキ著作物ノ一切ノ變更ニ反對スルノ權利。・・・」とされ、同案を基礎として討議が行われた。(その他、ポーランドやルーマニア、ベルギー、フランス等による独自提案や希望決議案の提出も行われた。)

著作者人格権に関する規定整備の提案については複数国から賛同があったものの、とりわけ英米法系の国からは、提案の条文が英法の一般原則や Copyright に関する英法の特別規定と不調和を理由として厳重な異議が提出され、その妥協の結果として、イタリアから新たな第 6 条の 2 の条文案として「以下各條ニ規定セラルル著作者ノ財産的權利ト獨立シテ且右權利ノ讓渡後ト雖著作者ハ著作物ノ創作者タルコトヲ主張スルノ權利並ニ著作者ノ名誉若ハ声望ヲ害スベキ右著作物ノ一切ノ變形、毀損若ハ其ノ他ノ變更ニ異議ヲ申立ツルノ権利ヲ有ス・・・」が提案され、これより各国による異議表明は消滅し、最終的

5) 内務省警保局『文學的及美術的著作物保護條約改訂羅馬會議報告書』140 頁以下。また、水野鍊太郎「著作者人格権の國際的承認」『法學協會雜誌第四七卷第十號』1786 頁以下も参照。なお、後掲注 8・161 頁によれば、ローマ改正条約よりも前のベルリン改正条約に関する國際會議においても著作者人格権の問題が登場していた旨が指摘されている。

にこの提案と同様の条文として上記の第6条の2が整備されることとなった。

その後、この第6条の2の(1)については、ブラッセル改正条約(1948年)、ストックホルム改正条約(1967年)において一定の変更が加わりつつ⁶⁾、現在のパリ改正条約(1971年)において「著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。」と規定されているところであり、その内容の基本的骨格はローマ改正条約の第6条の2が一定程度維持された形となっている⁷⁾。

ここでのポイントは(上述したように本稿としての注目点に関わるが)第

6) 第6条の2(1)の規定については、ブラッセル改正条約、ストックホルム改正条約では各々、次の条文となっていた。

・「著作者の財産的権利とは関係なく、この権利の譲渡の後であっても、著作者は生存中、著作物の創作者であることを主張する権利および著作者の名誉または声望を害するおそれのあるこの著作物の改変、切除もしくはその他の変更またはこの著作物に対する他の侵害に反対する権利を保有する。」

・「著作者の財産的権利とは関係なく、この権利の譲渡の後であっても、著作者は、著作物の創作者であることを主張する権利および著作者の名誉または声望を害するおそれのあるこの著作物の改変、切除もしくはその他の変更またはこの著作物に対する他の侵害に反対する権利を保有する。」

7) ただし、第6条の2におけるブラッセル改正条約前後の文言変化を仔細に見ると、半田正夫先生は著作権法学会のシンポジウム「著作権法制と人格権」(平成8年6月)において「(ブラッセル改正条約前の時点では)同一性保持権の方につきましては、「著作物の改ざん、切除、またはその他の変更にして著作者の名誉または声望を害することあるべきものに対して異議を述べる権利を保有す」ということで、いわゆる個々(原文ママ)に言われている同一性保持権というのは、名誉声望を害する行為という枠組みがあったわけです。(改行)ところが、1948年のブラッセルの改正条約におきましては、これが条文の上では外れてしまいました。規定を見ますと、・・・及び著作物の改ざん、切除、その他の変更、もしくはその他、著作者の名誉または声望を害するおそれのある著作物の侵害に対して異議を述べる権利を保有す」ということで、「著作者の名誉または声望を害

6 条の 2 (1) に関して、ローマ規定の時点で既に、イタリアの当初提案の「著作者の精神上的利益を害すべき著作物に対する一切の変更」(を禁ずると)の要件が「著作物の変更で著作者の名誉・声望を害することがあるべきもの」(を禁止すると)の要件に変更されている点である。現象的には、上述の通りイギリスによる英国法系との不整合を理由とするイタリア当初提案への異議表明が条文案変更へのきっかけとなっているが、その意図するところは先行研究⁸⁾によれば、著作者の精神的利益の概念の曖昧性や、著作者の権利というものに対するコモンロー諸国における理解の在り方(財産的な権利であると理解する伝統があること)、著作物の完全性や著作者であることの権利の保護について

することあるべきもの」というのが後ろの方にずれたんです。そして「その他著作者の名誉または声望を害するおそれのある侵害」という言葉になったんです。」と述べつつ、そうした条文の変更につき「・・・当時のコメントールを書いておりましたバツェルト・ワグナー・・・によりますと、ローマ条約のときには同一性保持権というのは、いわゆる名誉声望を害する場合にのみ同一性保持権の侵害が成立するというようになっていたのが、その枠が外れて、つまり、名誉声望を害しなくても、逆に言うと、それによってかえって作品の価値が上がったという場合であっても、とにかく手を加えられる行為は同一性保持権の侵害に当たるというふうに範囲が広げられたのだ・・・そして、そのほかに名誉声望を害するその他の変更というものがもう 1 つプラスされたと、こういう理解をしております、私もその理解に賛成なのです・・・」という学説を紹介している(著作権法学会『著作権研究 23』56～57 頁)。

尤も、このような理解は少数説であるとされ、ベルヌ条約の公定訳である仏語や、さらには独語による表現などの点から、条約上の「名誉または声望を害するおそれのある」との文言は著作物の改変、切除、その他の変更および著作物に対するその他の侵害の全部に係っていると理解するのが通説であるとされている。上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察(一) —ドイツ著作権法における「利益衡量」からの示唆—」『民商法雑誌第 120 卷第 4・5 号』758～760 頁を参照。

また、ストックホルム改正条約における第 6 条の 2 の検討に関する国際動向については、文部省『ベルヌ条約ストックホルム改正会議報告』37～38 頁を参照。

8) 松川実「著作権法第 113 条第 6 項の意義と機能 —著作者人格権侵害とみなす行為と名誉棄損—」『青山法学論集第 49 卷第 1 号』164-165 頁

コモンローの名誉棄損や不正競争的行為の訴訟において保護していたこと等にあるとされているところであり、「新設された六条の二の尊重権については、その保護法益を名誉・声望という形で具体的に限定するに至った」⁹⁾とされたものであった。なお、この点に関してはさらに別の項で後述することとしたい。

(4) 日本の著作権法制の動向（現行著作権法制定前まで）

次に我が国著作権法についてであるが、同法は、とりわけ同一性保持権の保護の在り方について、ベルヌ条約で規定されるレベルよりも手厚い「ベルヌプラス」の保護を与えている旨の指摘がなされることがあるところ¹⁰⁾、我が国における著作者人格権の保護の変遷につき、本稿に関わりのある限度で概略的に見ておく。

先行研究の指摘するように、抑々著作者の人格的な利益の保護について歴史的にどこまで遡れるかについては論者により議論のありうるところではある

9) 長谷川遼「著作者人格権の保護法益について(3)」『法学協会雑誌第138巻第2号』370頁。

また、ミハイリ・フィッチョール『WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説』51頁〔三浦正広訳〕においても、第6条の2の解説として「この権利は、著作物の改変のすべての種類について拡張したのではなく、改変が行なわれ、確認される性質や方法により、著作者の名誉または声望を害する改変について拡張されたことに注目すべきである。名誉または声望の概念が、保護がこの権利の存在理由であるという基本的な価値として示されている理由のひとつは、この権利を適用することがコモン・ローの伝統に従う国においても可能となったということであった（それらの国は、一般的人格権の保護、名誉棄損に対する保護または不正競争に対する保護などの毀損の法律制度にもとづいてこの権利を保護しようとしていたにすぎなかった）」と述べられているところである。

10) 例えば、松田政行『同一性保持権の研究』181頁は「同一性保持権が著作者に与える法的保護は、社会的評価の減殺を生じる以前の著作者の心情と言うべきである」としつつ、「同一性保持権の保護の方法をベルヌプラスによった立法者意思」と評している。尤も、我が国著作権法が「ベルヌプラス」であるのか否かについては、前掲脚注7における学説のいずれを採用するかによって見解が変わってこよう。

が¹¹⁾、全般的には版權條例（明治 20 年勅令第 77 号）であるとされており、例えば、同條例第 28 条では「版權ヲ所有セサル文書圖書ト雖モ之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其標題ヲ改メ又ハ著作者ノ氏名ヲ隱匿シ又他人ノ著作ト詐稱シテ翻刻スル者ヲ得ス違フ者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス但著作者又ハ發行者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス」と規定されていた¹²⁾。その後の版權法（明治 26 年法律第 16 号）でもこの第 28 条は字句の微修正以外に特段の変更なくそのまま整備されていた。

そして、旧著作権法¹³⁾では、版權法の第 28 条を含む関係規定が整理され、以下の関係条文が整備されていた。

第 18 條 著作権ヲ承繼シタル者ハ著作者ノ同意ナクシテ其ノ著作者ノ氏名稱號ヲ變更シ若ハ題號ヲ改メ又ハ其ノ著作物ヲ改竄スルコトヲ得ス

第 41 條 著作権ノ消滅シタル著作物ト雖之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其題號ヲ改メ若ハ著作者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

出版法制から旧著作権法（当初）までを辿ると、著作者の意を害する改変が禁止されていることが分かるが、この点は昭和 6 年改正時に一定の議論を生じさせることとなった。この改正の結果、第 18 条の条文は「他人ノ著作物ヲ發行又は興行スル場合ニ於テハ著作者ノ生存中ハ著作者ガ現ニ其ノ著作権ヲ有スルト否トニ拘ラズ其ノ同意ナクシテ著作者ノ氏名稱號ヲ變更若ハ隱匿シ又ハ其ノ著作物ノ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘ若ハ其ノ題號ヲ改ムルコトヲ得ズ」（第 1

11) 長谷川遼「著作者人格権の保護法益について（1）」『法学協会雑誌第 137 卷第 9 号』1485 頁・脚注 14。

12) 前掲注 11・1490 頁・脚注 23 では、この第 28 条の適用範囲につき、「版權がある場合についても当然改竄等が禁止されると解されていたのか、また、版權所有者に対しても禁止が及ぶものと解されていたのかは定かでない。」と述べている。

13) 前掲注 4

項)、「他人ノ著作物ヲ發行又は興行スル場合ニ於テハ著作者ノ死後ハ著作権ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作者ノ氏名稱號ヲ變更若ハ隱匿スルコトヲ得ズ」(第2項)というように、著作者の生前・死後に項を分けて著作者の同意のない／その意を害する著作物の改変が禁止されたのではあるが、その過程において、同条2項の但書として「但シ著作者ノ聲望名譽ヲ害セザルトキハ此ノ限りニ在ラズ」の名誉声望限定要件を追加する政府改正案が存在していたところ¹⁴⁾、文芸家協会がこの但書に反対し、清瀬一郎ほかの代議士団との会見・陳情等が行われたことにより、政府改正案が貴族院にて修正可決され、衆議院でも同修正可決案通りに可決し、上記の改正条文が成立したという経緯があった¹⁵⁾。その意図するところは旧著作権法に関する解説書¹⁶⁾によれば「第18条の規定によると、著作者の同意なき一切の変更を著作物に加えることは禁止されたことになっているが、例えば映画化の場合に題名の変更を加えられることは屡々行われるところであって、それがために著作物の声価を一層高める場合があり、又原則の用字や文法の誤りを他人が訂正したがために、原作の価値が上がるという場合が考えられる。これらの場合は原作者のためを思って行われた修正であるから差支えがないかとも考えられるが、昭和6年の一部改正の当時、山本有三氏は作者代表としてこれらの好意的、必要的変更にも強硬に反対せられた。同氏の意見では仮名遣いの末に至るまで作者の細心な注意が払われているのであるから、一切無断変更は困ると極めて厳格であった。」とされており、研究者の評価としても「このように、すでに旧法18条をめぐって、同一性保持権

14) ただし、政府案の第2項は、著作者の生前・死後に関係なく、著作物やその題号の改変を禁止する内容となっていた。

15) 伊藤信男編『著作権100年史表 ―著作権法施行70周年記念―』120頁

16) 小林尋次『再刊 現行著作権法の立法理由と解釈 ―著作権法全文改正の資料として―』185頁

を厳格に保護しようとする解釈が見受けられる」¹⁷⁾とされているところであった。

その後、この旧著作権法第 18 条については第 3 項に関する部分的修正が行われている¹⁸⁾ものの、本稿が注目する第 1・2 項には特段の改正が加えられず、現行著作権法への全面改正まで維持されることとなった。

(5) 現行著作権法の立案・制定

上記のように、旧著作権法の時代にあっても著作物の改変行為に対する合法化・違法化のメルクマールについては著作者の主観を重要視するものと評価されうる法制度が採用されていたところ、現行著作権法への全面改正に当たり、この点をどうするかは一つの論点となっていた。当時の国の検討経過記録¹⁹⁾によれば、著作物の変更禁止権に関し、ブラッセル改正条約時の規定改正として「(一)権利の内容として「著作者の名誉、声望を害するおそれのある他の侵害・・・に反対する権利を加えたこと。(改行)この改正の趣旨は必ずしも明らかではないが、「名誉、声望を害するいずれの利用」という語を加えようとしたベルギー主庁管の提案は、変形または切除をなさずに著作物を利用した場合でも人格権の侵害を生じ得るとして、次のような例をあげている。(1)著作者の希望に反する場所に著作物を置くこと。(2)文学作品を多くの広告とともに出版すること。(3)美術作品を名もなき物品の包装に複製すること。(4)極めて荘厳な宗教的靈感をもって作曲された曲がオペレッタ映画に利用されること・・・」との事実関係を紹介した上で、旧著作権法の問題点として「現

17) 上野達弘「著作者人格権の生成と発展 ―ドイツおよび日本における同一性保持権を中心に―」小野昌延先生古稀記念論文集刊行事務局編『小野昌延先生古稀記念論文集 知的財産法の系譜』582 頁

18) 昭和 9 年法律第 48 号

19) 文部省『著作権制度審議会第一小委員会資料集 (第二集)』110 頁以下

行法は、単純に、「改ざんその他の変更」を禁止しているが、各国の立法例は、ベルヌ条約と同様に、「著作者の名誉・声望を害するおそれのある変更」を禁止している例が多い。」としつつ、具体的な問題点として「1 現行法についても、これらの立法例の趣旨を参考にして、著作物変更禁止権の内容を明確にすることが適当と考えられるが、どうか。 2 改ざん・変更を加えないで利用することにより著作者の名誉・声望を害することについては、どうか。」等の点が提起されていた。

最終的な著作権制度審議会答申（昭和41年4月20日）の時点では、その考え方の詳細を記載した（同答申に付属する）答申説明書において、著作物の改変等に反対する権利については「現行法の規定する「著作物の改ざんその他の変更」の場合」のほか、改変等を行なわないでも、著作者の意に反する場所に著作物を展示する等により著作者の人格的利益を害する場合のありうることはじゅうぶん予想されるところであり、著作者の名誉・声望を害するおそれのあるような方法で著作物を利用することについても著作者の人格的利益を保護する必要が認められるので、これらを含め、著作者は、著作物の改変、切除もしくは他の変更または著作者の名誉・声望を害するおそれのある著作物に対する他の侵害に反対する権利を有するものとした。・・・」とされたところであった。

現行著作権法の立案に当たっては、これらのベルヌ条約ブラッセル改正条約の規定やそれを踏まえた著作権制度審議会答申に沿った形で行われ、文部省著作権課の作成した「著作権法の全部を改正する法律案」（昭和41年9月）の段階では、その第12条（改変等禁止権）として「著作者は、その著作物又はその著作物の題号の改変、切除その他の変更（以下「改変等」という。）及び著作者の名誉声望を害する方法によるその著作物の使用を禁止する権利を有する。」との規定案が設けられていた。尤も、その後の数次にわたる著作権法の改正案²⁰⁾ を経る中で、現行著作権法においては、上述の立案担当者による説明²¹⁾ の通り、第20条の同一性保持権（や、第18～第19条の公表権・氏名表示権）と第113条の著作者の名誉声望を害する方法による著作物の利用に係る

著作者人格権のみなし侵害化はこのように別条に分化することとなった。

(6) 現行法制定後の学説・裁判例等

現行法第 113 条第 11 項を再掲すれば「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。」という極めて抽象度の高い条文になっているが、同項そのものに関する立案担当者の具体的な説明は次のようなものとなっている²²⁾。

「第 11 項は、公表権・氏名表示権及び同一性保持権の 3 種の著作者人格権のほか第 4 の権利として名誉・声望保持権とでもいえる性格のものを定めたと実質的に評価できる規定でありまして、著作者の名誉又は声望を害する方法によって著作物を利用する行為はその著作者人格権を侵害する行為とみなす旨を定めております。つまり、著作者の品位・信用あるいは社会的な声価を保つ権利を裏から規定したものといえましょう。(改行) 著作者の名誉・声望を害する著作物利用行為を著作者人格権の侵害とみなしておりますが、著作者人格権のうち、公表権・氏名表示権。同一性保持権のいずれを侵害するのかについては明記しておりません。強いていえば同一性保持権に近い性格のものですけれども、そういう三つのパターンを包括した著作者人格権という精神的な権利の侵害と同様なものとみなす特殊な規定の仕方をしております。著作者人格権は、著作物に化体された著作者の人格、つまり著作者人格の発露を保護するという観点に立っておりますけれども、本項は、一般的な個人としての名誉・声望を

20) 例えば、著作権法案(昭和 43 年 5 月)においても、本文に係る著作者人格権のみなし侵害行為については、現行著作権法制定時と同様に、第 113 条第 2 項に同一の条文案が設けられている。(詳細は控えるが、数次にわたる法案作成の状況やそれを巡る当時の受け止めについては、法貴次郎『著作権法案論評』88 頁以下を参照)

21) 本文 2. (2) を参照。

22) 前掲注 1・872～874 頁

害する行為が著作物利用行為に関連した行為であるということで、著作者人格権侵害行為とみなすこととしております。したがって、ある意味では、民法上の名誉棄損に対する権利のうちの著作物に関する特殊領域を取り上げて規定したということができるでしょうし、そういった点では、著作者人格権と民法上的人格権との中間領域に位するようなものであります。(改行) 本項の立法趣旨は、著作物を創作した著作者の創作的意図と外れた利用をされることによってその創作的意図に疑いを抱かせたり、あるいは著作物に表現されている芸術的価値を非常に損なうような形で著作物が利用されたりすることを防ぐことにあります。」そして、これに続ける形で、同項の具体的な該当行為として、「まず、著作者が希望しなかったと思われる場所に著作物を設置する場合がございます。例えば、芸術作品である裸体画を複製してヌード劇場の立て看板に使うというように、著作者が本来意図しなかったであろう著作物の利用をした場合があります。(改行) 次に、文学作品を多くの広告と一緒に出版する場合のように、香り高い文芸作品を商業ベースの広告・宣伝文書の中に収録して出版する場合がございます。(改行) さらには、芸術的な価値の高い美術作品を名もない物品の包装紙に複製するといった場合のように、およそ芸術性を感じさせることのない物品包装紙のデザインとして創作されたかのごとき印象を与える利用の仕方があります。(改行) それから、極めて荘厳な宗教音楽を喜劇用の楽曲と合体して演奏するといったように、創作時における著作者の宗教的靈感を感じさせなくする利用の場合がございます。これは、著作者が自己の著作物に与えた生命を殺すような利用行為と考えられます。(改行) また、特殊な例としては、言語の著作物を悪文の例として利用する場合がございます。いわゆる著作者の創作能力についての評価を傷つけるような使い方をする場合でありまして、批評・論評の目的をもって引用する場合のようにそれが許されるケースもございますが、意図的に著作者の名誉・声望を害するように利用していると評価される場合は本項に該当するわけでありまして。」といった5種類の行為に言及がなされているところである。

3. 若干の検討

以上のことをもとに、第 113 条第 11 項における上述 2. (2) の①・②の各論点について、紙幅の制約の下で若干の整理・検討を行う。

上記のような第 11 項該当行為の説明は既に述べたベルヌ条約ブラッセル改正条約策定における国際的な議論を受けてのものと思われるところであるが²³⁾、まず①に関し、ベルヌ条約上の名誉声望と我が国著作権法制における名誉声望との関係について少し整理したい。

先にみたように、ベルヌ条約の（ローマ以降の）各改正条約の第 6 条の 2 において、著作者人格権が著作物に対するあらゆる改変等に及ぶとしたのではなく、通説であるそうした改変等で著作者の名誉声望を害するおそれのある行為²⁴⁾に及ぶとされたのは、条約策定時の国際的な議論の結果として、「著作者の精神上的利益（を害する）」という、著作物に対する非常に広範とも捉えられる改変等の行為に対する規制を一定の範囲に限定することを企図する点に存したものであった。とはいえ、このこと自体からは、ベルヌ条約上の名誉声望の内容は明らかであるとは言いがたい²⁵⁾、また、各国の理解も必ずしも共通していた訳でもないのではあるが²⁶⁾、この第 6 条の 2 に係る伝統的な条約解説書²⁷⁾によれば「条約は著作者の名誉または声望の毀損について述べている。・・・著作者は、演劇または映画への翻案に際して、観客の一部の好みに

23) 前掲注 19 を参照。

24) 前掲注 7・上野を参照。

25) 前掲注 7・上野 760 頁

26) 第 6 条の 2 における名誉声望の捉え方に対するローマ会議当時の関係者による理解の拡がりについては、前掲注 9・長谷川 370 頁を参照。

27) (厳密にはパリ改正条約に関するものではあるが、)『ベルヌ条約逐条解説』[クロード・マズイエ執筆、黒川徳太郎訳] 46 頁

合わせるため、原作に軽いポルノ風のひねりを加えられたことについて、純文学作家としての声望がそこなわれたか、それともその後の時代の風俗に適合するよう適当な趣がその著作物に添えられたかを判断しなければならない」とされていること等²⁸⁾を前提とするならば、ここでの著作者の名誉声望については、一応、客観的な社会的評価としての名誉・声望を指しているものと解して差し支えないように思われる²⁹⁾。

他方で、我が国著作権法制における名誉声望に関してはどうか。この点に関するこの立案担当者の解説³⁰⁾は「著作者の名誉・声望を害する方法による利用行為であるためには、具体的に著作者の名誉・声望が害されたことを立証する必要はございませんで、社会的にみて著作者の名誉・声望を害するおそれがあると認められるような行為であれば足りるのでございます。」と述べられており、この名誉声望も社会的な評価としての客観的なそれであると解されているところである。

因みに、名誉声望に対するこのような捉え方自体はここで初めて出てきたものではない。旧著作権法の時代においても、昭和6年改正における当初政府改正案に含まれていた第18条第2項但書の「聲望名譽」に対する政府見解は社

28) 前掲注9・長谷川373頁以下によれば、ブラッセル改正条約策定時の動向として、一部の国等の関係者から、第6条の2の名誉声望の侵害要件を著作者の精神上的利益の侵害要件に修正しようとする提案があったが、ここでもやはりイギリス等の関係国の反対によりこのような変更は実現しなかった経緯があり、このことは、(提案国等の認識としては、)名誉声望侵害要件の下では著作者に対する社会的な評価が毀損した場合に第6条の2への違反が生じるとの認識が前提となっているものであることを示している旨の指摘がなされている。

29) 尤も、このように具体的に例示された行為が著作者の名誉声望を害するおそれがある侵害行為に当たるかどうかについては異論もある。前掲注22に対応する本文で引用した具体例への評価につき、前掲注8・117頁、半田正夫＝松田政行編『著作権法コンメンタール3[第2版]』499頁[山本隆司]を参照。

30) 前掲注1・874頁

会から受ける客観的な評価であるとされていたところであるし³¹⁾、また最高裁判例でも同様の理解に立つ判示がなされていたところであった。具体的には、現行著作権法第 115 条に相当する旧著作権法第 36 条ノ 2³²⁾において「第十八条ノ規定に違反シタル行為ヲ為シタル者ニ対シテハ著作者ハ著作者タルコトヲ確保シ又ハ訂正其ノ他其ノ声望名誉ヲ回復スルニ適当ナル処分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ従ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得」の適用が争われた事案であり、この事案において最高裁は「法三六条ノ二は、著作者人格権の侵害をなした者に対して、著作者の声望名誉を回復するに適當なる処分を請求することができる旨規定するが、右規定にいう著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解すべきである（最高裁昭和四三年（オ）第一三五七号同四五年一月一八日第二小法廷判決・民集二四卷一三号二一五一頁参照）」と述べていたところであった³³⁾。

そして、現行法においても第 113 条第 11 項の著作者人格権みなし侵害行為に関する裁判例を拾ってみると、著名な侵害肯定例は、次のような状況となっている。まず、時系列的に比較的古い裁判例として、東京地判平成 5 年 8 月 30 日判時 1571 号 107 頁〔悪妻物語事件（第 1 審）〕、東京高判平成 8 年 4 月 16 日判時 1571 号 98 頁〔同事件（第 2 審）〕がある。これはあるルポルタージュの作品をもとにテレビドラマを作成してこれを放送した際、もとのルポルタージュ作品の基本的なストーリーの後半部分を改変した内容にしたこと等が起った事案である。その判決においては「・・・本件テレビドラマが原告著作

31) 前掲注 11・1516 頁

32) 同条も昭和 6 年改正において追加された条項である。

33) 最判昭和 61 年 5 月 30 日民集 40 卷 4 号 725 頁〔パロディモンタージュ写真事件〕

物の翻案であることは・・・認定判断したとおりであるけれども、他方、原告著作物と本件テレビドラマは、主人公の夫が帰国して後の後半の基本的ストーリーは、原告著作物が、章子が就職したことが直接的なきっかけとなって、章子夫婦は離婚し、章子は、章子の新しい生き方を尊重する男性と再婚するのに対し、本件テレビドラマでは、章子と夫との間に溝ができてくるが、章子はよい妻になろうと決意し、夫の単身赴任先に同行しようと大騒ぎしたことを夫に謝って夫婦は和解し、夫は再度単身赴任するというもので、大きく異なっている。また、本件テレビドラマには、原告著作物には登場しない、主人公の社宅の隣人の美貴夫婦、主人公の学生時代の先輩玲子等が登場する点でもストーリーが異なっていることも前記・・・に認定判断したとおりである。(改行)更に、原告著作物には、会社の命ずる海外単身赴任が一組の夫婦に与えた波乱、夫の任地への同行を望む妻の積極的な行動とその過程で明かになる海外単身赴任の実情、企業が社員のみでなくその妻をも支配している状況、支配されている自分に屈辱を感じ、働く女として自立しようとする妻と、夫は仕事妻は家庭という伝統的役割分業観の夫との葛藤と離婚、妻を対等のパートナーと理解し家事も分担する夫との再婚が描かれ、表題も、現在の結婚の在り方に疑問を持ち、社会的に目覚めて自分の道を模索する妻の姿を端的に示す「目覚め」とつけられている。(改行)これに対し、本件テレビドラマは、海外単身赴任が夫婦、家族の生活に与える影響も描きつつ、やりがいのある仕事をするために必要な場合もあると肯定的にとらえ、夫婦の愛情のみを大切に考えて同伴を強く望んでいた妻が、夫の海外単身赴任先での仕事にかかる情熱を理解し、よい妻であろうと決心して単身赴任を受け入れると、厳しく対応していた夫の上司も、意外とものわかりよく夫に再赴任の機会を与えるいう(原文ママ)形で問題が解決するなど、企業批判の思想は汲み取れず、また、女性が社会へ出て働くことの肯定的態度はうかがわれるが、男性の伝統的分業観への批判や、離婚をもちとわかない女性の自立の主張は読み取ることはできず、社会的な視野の狭いあさはかな妻が夫との同伴を求めて大騒ぎしたが、結局は反省して夫の単身赴任を

受け入れるというもので、表題も「悪妻物語？夫はどこにも行かせない！」とつけられている。（改行）・・・右に認定したような原告著作物の基本的ストーリー、表現内容又は表題の変更は、原告著作物についての原告の創作意図に反する利用であり、後記・・・認定のとおり、女性の自立、女性の権利擁護のための著述活動、社会的活動を行って来た原告の名誉又は声望を害する方法による原告著作物の利用であることも明らかであるから、著作権法一一三条三項（筆者注：当時）により、原告の著作物人格権を侵害したものとみなされるものである。」として、著作物人格権のみなし侵害が肯定されている³⁴⁾。

次に、知財高判平成 22 年 3 月 25 日判時 2086 号 114 頁〔駒込大観音仏頭 上げ替え事件〕について紹介する。これはある仏師が制作した観音像の仏頭部で、関係者の間ではこの仏師の作であることが周知である仏頭部について、これを別の者が後に別の仏頭部に上げ替えた事案であり、判決では「R は、平成 5 年 5 月 18 日に執り行われた開眼法要（開眼落慶法要）の際に、本件原観音像の制作者として紹介され、出席者の前で挨拶していること・・・、平成 7 年 6 月 15 日発行の宗教工芸新聞・・・の記事において、「仏師 R 師」との見出しの下に、R が本件原観音像の制作者として紹介され、「東京駒込光源寺大観音（R）」と付された、本件原観音像の写真が掲載されていること・・・からすれば、R が死亡した平成 11 年 9 月 28 日から 10 年以上が経過した本件口頭弁論終結日（平成 21 年 12 月 21 日）の時点においてもなお、光源寺の檀家、信者や仏師等仏像彫刻に携わる者の間において、R は「駒込大観音」を制作した仏師として知られているものと推認することができること等の事実を総合すれば、被告らによる本件原観音像の仏頭部の上げ替え行為は、R が社会から受ける客観的な

34) 尤も、前掲注 8・100 頁では、本件につき、同一性保持権侵害等が肯定されていることから著作権法第 113 条の著作物人格権の侵害のみなし規定は適用の必要性が無かった旨が指摘されている。これら両条の適用関係について述べるものとして、前掲注 7・上野 768～769 頁・脚注 65 も参照。

評価に影響を来す行為である。(改行)したがって、被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は、法113条6項(筆者注：当時)所定の、「(著作者であるRが生存しているとしたならば、)著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するといえる。」として、著作者人格権のみなし侵害が肯定されている。

さらに、東京地判平成25年7月16日(平成24年(ワ)第24571号)[天皇似顔絵プロジェクト事件(第1審)]、知財高判平成25年12月11日(平成25年(ネ)第10064号)[同事件(第2審)]は、ある漫画家が行っていた似顔絵の制作・提供サービスを利用して天皇の似顔絵を入手した者が、自身の企画した特定の(ネット上の)プロジェクトにおいてこれを搭載し、外面上はあたかもその漫画家はそのプロジェクトに賛同して投稿しているかのように装った事案である。判決では「・・・前記前提事実・・・によれば、被告は、自作自演の投稿であったにもかかわらず、被告が本件似顔絵を入手した経緯については触れることなく、あたかも、被告が本件サイト上に「天皇陛下にみんなでありがとうを伝えたい。」「陛下プロジェクト」なる企画を立ち上げ、プロのクリエイターに天皇の似顔絵を描いて投稿するよう募ったところ、原告がその趣旨に賛同して本件似顔絵を2回にわたり投稿してきたかのような外形を整えて、本件似顔絵の写真を画像投稿サイトにアップロードしたものである・・・。本件似顔絵には、「C様へ」及び「A」という原告の自筆のサインがされていたところ、「C様」は、被告が本件サイトにおいて使用していたハンドルネームであった・・・。(改行)上記の企画は、一般人からみた場合、被告の意図にかかわらず、一定の政治的傾向ないし思想的立場に基づくものとの評価を受ける可能性が大きいものであり、このような企画に、プロの漫画家が、自己の筆名を明らかにして2回にわたり天皇の似顔絵を投稿することは、一般人からみて、当該漫画家が上記の政治的傾向ないし思想的立場に強く共鳴、賛同しているとの評価を受け得る行為である。しかも、被告は、本件サイトに、原告の筆名のみならず、第二次世界大戦時の日本を舞台とする『特攻の島』という作品名

も摘示して、上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示したものである。(改行) そうすると、本件行為・・・は、原告やその作品がこのような政治的傾向ないし思想的立場からの一面的な評価を受けるおそれを生じさせるものであって、原告の名誉又は声望を害する方法により本件似顔絵を利用したものとして、原告の著作人人格権を侵害するものとみなされるということが出来る。」として、著作人人格権のみなし侵害が肯定されている。

第 113 条第 11 項の著作人人格権みなし侵害行為について判断した裁判例はほかにも一定程度存在するが³⁵⁾、上記各判決に接する限り、第 113 条第 11 項のみなし侵害については、問題となった著作物の利用行為³⁶⁾が、著作人において社会から受ける客観的評価としての名誉・声望を害する方法によるものかどうかの点から判断されており、結局のところ、我が国司法解釈を含めて①の点については、ベルヌ条約と我が国著作権法制とはともに社会から受ける客観的評価としての名誉声望を対象化しているものとして、この点では一応、整合的な関係性にあるものと捉えられよう。ただし、これらの条約及び国内法の該当規定が規制対象として想定している具体的な行為については注意が必要である。この点については既に先行研究³⁷⁾において一定の考察が加えられているところ、前出で言及した立案担当者の提示している具体的な該当例としての 5 類型のうち、悪文としての引用・紹介行為は当に著作人の名誉声望を害する方法による著作物の利用行為であると考えられる一方で、文学作品の広告・宣

35) 例えば、水戸地龍ヶ崎支判平成 11 年 5 月 17 日 (判タ 1031 号 235 頁)〔飛鳥昭雄の大真実? 事件〕、東京高判平成 13 年 8 月 29 日 (平成 13 年 (ネ) 第 147 号)〔名作アニメ絵本シリーズ等事件〕、東京高判平成 14 年 11 月 27 日 (判時 1814 号 140 頁)〔伊庭貞則事件〕など。

36) 本来的に、同条同項に規定する「利用」が著作権の及ぶ行為に限られるか否かについては議論のあるところであるが、詳細については小泉直樹=茶園成樹=蘆立順美=井関涼子=上野達弘=愛知靖之=奥邨弘司=小島立=宮脇正晴=横山久芳編『条解著作権法』936 頁以下〔上野達弘〕を参照。

37) 前掲注 8・114 頁以下

伝文書への収録・出版行為や美術作品の非芸術的物品包装紙へのデザイン利用行為などについては、一般的にみると、この先行研究が指摘するように、著作者の名誉声望を害する方法による著作物の利用行為とは評価しにくいものであろう。(ただし、後者の類型の場合はその具体的な態様によって個別の判断が分かれ得るものと思われるところである。)

これらの類型論については、①の論点であると同時に②の論点にも関係しているものであるが、先にも述べたように①については比較的安定的な解釈・運用が行われていると思われるのに対し、②との関係において考察すべき特定の裁判例が近時も出ているので、以下ではこれを題材に②について若干の検討を行いたい。

その裁判例は、東京地判令和5年6月9日(令和2年(ワ)第12774号)[神社線量計スナップ写真等投稿事件(第一審)]、知財高判令和6年1月30日(令和5年(ネ)第10075号)[同控訴審]である。

本件は、原告(スクールカウンセラー)が、被告ら(心理療法家、一般私人、精神科医)が、共同して、平成26年3月24日から令和2年6月20日までの期間に、複数のブログ、ツイッター等において、原告の名誉を毀損し、又は名誉感情を侵害する内容の記事等を投稿したとして、民法709条、710条及び719条1項に基づく損害賠償金の一部請求等を被告らに行い、また、そのうちの被告B(心理療法家)が、ブログ・ツイッター等において、原告が著作権を有する画像を複製した画像(以下「本件複製画像」という。)を、原告の名誉声望を侵害する形で掲載し、原告の名誉声望保持権を侵害したとして、民法709条に基づく損害賠償金の一部請求等を行うとともに、さらに被告Bが、本件複製画像をブログ・ツイッター等においてアップロードし、原告の本件原画像に係る公衆送信権を侵害するおそれがあるとして、自動公衆送信(送信可能化を含む。以下同じ。)の差止めを求めた事案である。(なお、本件原告と被告Bとの間では別件訴訟があり、被告B(の主張として)は、平成26年11月27日頃、原告が、被告Bの運営するブログ1に、被告Bがあたかも犯罪者で

あるかのようなコメント等を投稿するとともに、原告ブログ 2 でも被告 B を誹謗中傷する内容の記事を投稿した上、被告 B の勤務先等にも手紙を送付したり架電したりして被告 B が犯罪行為を行っていると告げたことは、被告 B に対する名誉毀損、プライバシー権侵害及び業務妨害の不法行為に該当し、これにより被告 B は多大な精神的苦痛を受けたと主張して、原告を被告とする損害賠償請求訴訟を提起したが、第一審から最高裁に至るまで、いずれも請求棄却（又は上告不受理）となっているという事情がある。）

そして控訴審判決においては、基本的に第一審判決が引用されているのであるが、「証拠・・・によれば、原告は、南相馬市の伊勢大御神上大神宮を訪れた際に、同所に設置された線量計において、原告が持参したポケット線量計の値より低い値が表示されていることを端的に映像にするため、設置されている線量計が画面上部に、ポケット線量計が画面下部に映るように、知人にポケット線量計をカメラの前に差し出してもらい、スマートフォンで動画を撮影したこと、原告は、後に上記動画を再生し、同動画の 80 秒付近で静止させ、その表示画面のスクリーンショットを撮影して、本件原画像を作成したことが認められる。（改行）そして、上記認定事実によれば、本件原画像は、被写体の選択、構図の決定、カメラのアングルの決定等により、原告の「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、」「美術の範囲に属するもの」（著作権法 2 条 1 項 1 号）といえ、写真の著作物に該当し、原告は、本件原画像の著作者であると認められる。」とした上で、「著作権法 113 条 11 項は、「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」について、著作者人格権を侵害する行為とみなすと規定しているところ、同項の「名誉又は声望」は、社会的な名誉又は声望であると解される。そこで、著作物を掲載した記事の投稿が「名誉又は声望を害する方法」に該当するか否かについては、著作者の社会的評価の低下をもたらすような利用であるか否かを基準として判断するのが相当である。（改行）前記・・・のとおり、本件原画像は、被控訴人が、東日本大震災による被災地である南相馬市の伊勢大御神上大神宮を訪れた際に、

同所に設置された線量計において、被控訴人が持参したポケット線量計の値より低い値が表示されていることを端的に映像にするため、これらの線量計を上下に配置して撮影した動画から作成した写真である。(改行)しかるところ、前提事実・・・によると、控訴人は、「PTSD 解離性悪行の数々…■－頭隠して尻尾隠さず被災地に行って体調不良中」、「ストレスがかかると正しい判断ができなくなり奇天烈な行動をするのがPTSD 解離人格です。■」、「キレてデータメモ行動をし自爆するのがPTSD 解離人格です。■」、「■ 重大なのは暴走するところの汚染です。」、「PTSD 解離ネットストーカーによる 悪意拡散の除染中■」等の文言に織り交ぜて、本件複製画像を掲載した記事を繰り返し投稿していること（・・・「■」は本件複製画像が挿入されている箇所を示す。）が認められる。(改行)これらの投稿は、本来PTSD やストーカー行為とは何ら関係のない被災地における線量計の数値の差異を写した本件原画像を、上記文言と織り交ぜて繰り返し利用することにより、あたかも、見る者をして、本件原画像がPTSD 解離にり患している又はストーカー行為をしている者ないしはそれらの行為と何らかの関連性を有する奇異なものであるかのように認識させ得るものであるといえ、本件原画像の著作者である被控訴人の社会的な評価の低下をもたらすものであると認められる。(改行)したがって、被告Bは、上記の各投稿によって、著作者である原告の名誉又は声望を害する方法によりその著作物である本件原画像を利用したものであって、これは、本件原画像に係る原告の著作者人格権を侵害する行為であるとみなされる。」と述べ、原告の請求が一部認容されているところである。

果たしてこの判断の妥当性はどのようなのであろうか。ここでは②の論点を取り扱っているところであるので、①の論点に戻る必要はないが、一応再確認しておく、判決文においても第113条第11項の名誉声望とは社会的なものであると明言されており、この点では従来の裁判例と同様であるので、とりたてて特別な検討を要するものではない。他方で②の論点との関係では今回の判決は上述した従来の裁判例とはやや異なる特徴が見出される裁判例である。上述の

裁判例の各事案は、もとの著作物を改変しているもの、していないものの両方の事案ではあるが、いずれもこれらの著作物を何らかの形で利用した時にその著作者の名誉声望が害されることとなった事案であり、もう少し言葉を加えて言うならば、改変後の／そのまま元の著作物に接した場合に、その著作物（への評価）を通してもとの著作者の名誉声望が害されたというケースである。

これに対し、今回の事案は判決文の説示にある通り「被告Bは、被告Bブログ等において、平成 26 年 3 月頃から令和 2 年 6 月 20 日までの長期間にわたり、・・・ハンドルネームを併記して、原告が、被告Bに対し、原告の著作権を侵害したなどと虚偽の事実を述べて、つきまといを行っていること、被告Bが、原告に対し、同つきまとい行為はストーカー行為に当たるとして、民事訴訟を提起したこと、同訴訟の経過等を記載した上、これらに関連する事実の摘示や、同事実に基づいて、原告は「ネットストーカー」、「サイバーストーカー」、「PTSD」等である旨の論評を繰り返しており、その記事等の数は膨大な数に及んでいる。」などとされているものであり、これらの言説自体が原告の名誉を毀損していると評価されるものであって、今回の事案で検討対象となった写真の著作物自体への評価とは一応切り離されていると考えられる事案である。

このようなケースも含めて第 113 条第 11 項該当性を肯定すべきかどうかはその条文上は必ずしも明らかではなく、考え方によっては肯定説を採用することも強ち無理ではないようにも思われるところであるが、私見としては、②の論点に関しては著作物を介してその著作者の名誉声望が害される場合に限定されるべきではないかと考えるところである³⁸⁾。何故ならば、これまで紹介してきた本条項やベルヌ条約各改正条約第 6 条の 2 の具体的な該当例については、やはり著作物が存在している状況下において何らかの利用がなされたその著作物を介してその著作者の名誉声望が害される行為が摘示されていると考

38) 小倉秀夫 = 金井重彦『著作権法コンメンタル<改訂版>Ⅲ』469 頁 [小倉秀夫]。

えられるものであり、本条項は当にそうした行為への規制を想定して条文化されたものであること、このことの反映として、著作物に対する著作者の名誉声望を害する方法での利用行為が規制された結果として生ずる法的効果についてはその条文上著作者人格権の侵害とみなすとされていると明定されているところであること、国際条約との関係では既に述べた英法的な考え方によることも否定されないものであるとは考えられるものの、その場合には一般的人格権によって対処することとなり、少なくとも国内法制的には第 113 条第 11 項を法定する意義が喪失しかねないこと³⁹⁾、抽象度の高い第 113 条第 11 項の適用範囲をこのように一定程度限定的に解することによって他者による表現の自由との関係性を考慮した適切な権利範囲の設定という社会的な要請という点についても十分に考慮した合理的解釈が可能となること⁴⁰⁾の諸点が挙げられるからである。尤も、第 113 条第 11 項の判断基準をそのように解するとしても、この判決の判断を肯定する余地はあるかもしれない。というのは、特に控訴審判決においては前出の通り、「[PTSD 解離性悪行の数々…■—頭隠して尻尾隠さず被災地に行って体調不良中]」、「ストレスがかかると正しい判断ができなくなり奇天烈な行動をするのが PTSD 解離人格です。■」、「キレてデタラメ行動をし自爆するのが PTSD 解離人格です。■」、「■ 重大なのは暴走するところ

39) 尤も、この点については、一般的人格権と著作者人格権との関係性や、著作者人格権の具体的内容に関する法的性質をどのように捉えるかによって見解が分かれ得るところではある。中山信弘『著作権法〔第 4 版〕』598 頁以下。また、刑法第 230 条第 1 項における量刑と、著作権法第 113 条第 11 項の場合を含めて著作者人格権侵害罪を規定した同法第 119 条第 1 項第 2 号におけるそれとの比較の点からも、この第 113 条第 11 項における固有の意義は肯定されるべきと解される。

40) やや文脈は異なるが、文学評論や学術論争の場面における第 113 条第 11 項の慎重な適用を説くものとして、茶園成樹編『著作権法（第 2 版）』102 頁〔青木大也〕（同書第 3 版では関係の記述が削除されているが、基本的な趣旨としてはなお妥当性を維持しているものであろう）。前掲注 8・111～112 頁も参照。

の汚染です。」「PTSD 解離 ネットストーリーによる悪意拡散の除染中■」等の文言に織り交ぜて、本件複製画像を掲載した記事を繰り返し投稿していること（・・・「■」は本件複製画像が挿入されている箇所を示す。）が認められる。（改行）これらの投稿は、本来 PTSD やストーリー行為とは何ら関係のない被災地における線量計の数値の差異を写した本件原画像を、上記文言と織り交ぜて繰り返し利用することにより、あたかも、見る者をして、本件原画像が PTSD 解離にり患している又はストーリー行為をしている者ないしはそれらの行為と何らかの関連性を有する奇異なものであるかのように認識させ得るものであるといえ、本件原画像の著作者である被控訴人の社会的な評価の低下をもたらすものであると認められる。」として、被告による継続的かつ多数の投稿文言と原告の写真の著作物とについて、それらに接する一般的な看者の抱く印象という設定をかませてそれらの結合を図ることにより当該原告の写真の著作物を経由した形での第 113 条第 11 項の該当性肯定を志向しているものと評し得るからである。しかしながら、本条項の適用判断に係るこのような控訴審判決の工夫については（本事案に関連する前訴の影響もあり得るのではあろうが、）暗喩のようなやや技巧的な認定を行っていると言えるものであり、理論的には別途の検討を要する事柄ではあるが、現行の第 113 条第 11 項が著作物に係る一定の利用行為による著作者人格権の侵害を擬制する規定である以上は、対象となる著作物に一般人が接した際に、利用された当該著作物への評価を通してその著作物の著作者に対する社会的評価が毀損されるケースが同条項の適用対象になるとするのが妥当な見解であると考えられよう（本事案に即して考えれば、被告による投稿文言は原告の人格に対する攻撃的表現となっており、原告の写真の著作物自体に対する論評等が明確に示されているとはいえない表現となっている点については看過すべきではない。極論すれば、世間に対して作家のスキャンダルを摘示しつつ当該作家の作品を添付するような行為を行うと、凡そ第 113 条第 11 項の適用を肯定することになりかねないことになる）。

なお、この論点につき参考となる裁判例⁴¹⁾が直近に出されているので、これについても紹介しておきたい。この事案は、主に10代の女性の自立支援を行っている社会活動家である原告が、特定の総合情報サイトを運営する被告が配信した記事により、原告が投稿したツイートに係る著作権が侵害され、原告の名誉声望保持権が侵害されたなどと主張して不法行為に基づく損害金等に支払いが請求されているものである。同判決においては、「本件記事の一般読者には、少なくとも①本件見出しのみを読み、本件記事の本文を読まない者（以下「類型①の一般読者」という。）、②本件見出しを読んで本件記事の内容に関心を持ち、本件記事の本文を読む者（以下「類型②の一般読者」という。）が存在するというべきである」とした上で、「著作権法113条11項は、「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」について、著作者人格権を侵害する行為とみなすと規定しているところ、同項の「名誉又は声望」は、単なる主観的な名誉感情ではなく、社会的かつ外部的な名誉又は声望であると解される。そうすると、著作物を引用した記事の配信が「名誉又は声望を害する方法」に該当するか否かについては、これに接した一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、引用された著作物の著作者の社会的評価の低下をもたらすような利用であるか否かを基準として判断するのが相当である。（改行）そこで検討すると、本件見出しは、本件各ツイートについて触れるのではなく、類型①の一般読者との関係では、本件見出しと本件各ツイートが関連付けられることはないから、本件各ツイートの著作者である原告の社会的評価の低下をもたらすような本件各ツイートの利用がされているとはいえない。（改行）他方で、前提事実・・・のとおり、被告は、本件各ツイートのほぼ全文を引用した本件記事に、本件見出しを付して配信したものであるところ、前記・・・のとおり、類型②の一般読者は、本件各ツイートの内容は、原

41) 東京地判令和6年1月24日（令和4年（ワ）第70079号）〔政治的ツイート文引用記事配信事件〕

告が、本件各ツイートにおいてB元首相が射殺されたことは自業自得であると述べたものであると理解し、本件見出し及び本件記事は、このような読者に対し、原告が、人の命を軽視するような思想を持つ人物であるとの印象を与えるものといえるから、本件各ツイートの著作者である原告の社会的評価の低下をもたらすものであるといえる。(改行)したがって、被告は、本件見出し及び本件記事を配信することで、故意又は過失により、原告の本件各ツイートに係る名誉声望保持権を侵害したものと認められる。」と認定されているところである。

この判決内容においては、被告がその記事において原告の著作物である各ツイート文をほぼ全文にわたって引用利用した際に、当該配信記事に付したタイトルと、原告の各ツイート文との関係性にと着目して裁判所の判断が示されているところであり、厳密に言えば、著作物そのものに対する社会的な評価の在り方を論じたものではなく、その点では前述の悪妻物語事件等における判断とは必ずしも同一の判断構造になっているものとは言い難い。本判決においては、記事タイトルだけを閲覧する読者と記事タイトルと記事内容とを両方とも閲覧する読者とが各々一定程度存在することを前提にして、いってみれば、(前者に関しては著作物への評価を通じて原告著作者の社会的評価が低下するものではないが、)後者に関しては、被告の付した記事タイトル(原告への論評的タイトル)を起点として、それと(そのタイトルが指し示す対象であるところの)原告著作物の各ツイート文とを結びつけることにより、原告著作者の社会的評価の低下がもたらされることになるものとの理解が示されているところであり、その点では上述の神社線量計スナップ写真事件判決に類似する判断基準が採用されているような印象を与え得る判決である。ただし、本件場合は、対象となっている各ツイート文が写真の著作物ではなく言語の著作物であるという事情も影響を及ぼしていると思われるが、本件見出しについては、各ツイート文を投稿した原告に対する社会的評価を動かさうる表現であると同時に、見方によっては本件記事に対する社会的評価を与える表現でもあると見ることも

不可能ではないと考えられるところであって、そうすると、本件について敢えて評するならば、上述の神社線量計スナッフ写真事件判決と、前出の立案担当者による例示5類型のうち悪文紹介の例との間に位置するものとして、第113条第11項の適用を肯定し得る限界的な事例であると捉えることができよう。

4. さいごに

本稿では著作権法第113条第11項の解釈論につき紙幅制限の中で必ずしも十分ではないが若干の検討を行った。尤も、ここで取り上げた論点に関してさらに考える上では種々の残された課題についても検討が必要であることは言うまでもない。そのうち主要なものを端的に申せば、著作者の名誉声望を害する方法によって著作物を利用する行為を著作者人格権の侵害とみなすべきとするものの理論的な正当性はどのように説明されうるのかという論点がある。従来指摘されているように⁴²⁾、著作者が自らの思想・感情の発露としての著作物に対して込めた思い・こだわりを著作者人格権によって保護しているのであるとすると、そのレベルだけでいえば、著作者人格権は当に同一性保持権に関して伝統的にいわれている通りに著作者の主観を重視した権利として解釈・運用していくことが妥当性を有することになりそうではある。ただし、他方で著作者人格権の本質をそのように解するとなると、著作者の主観的な名誉感情ではなく、寧ろそれとは逆に、著作者が社会から受ける客観的評価としての名誉声望を害する方法で著作物を利用した場合にこれを著作者人格権の侵害とみなしてよいと法定していることの合理性を説明することには一定のハードルが生じることとなると思われる。尤も、この点については、著作者人格権の中でも公表権や氏名表示権については著作物を公衆に提供・提示する場面に限定してそ

42) 茶園成樹編『著作権法（第3版）』75頁〔青木大也〕

の権利が及ぶように設計されていること等⁴³⁾を考慮すると、著作者人格権については単に著作者が著作物に込めた思い・こだわりを保護するものというレベルで捉えるのは勿論充分ではなく、これをさらに深く掘り下げて検討してい

43) 旧著作権法においても、著作者人格権については、著作物に対する著作者の思いを保護するものと単純に捉えていた訳ではないようである。同法起草者である水野鍊太郎はその著書『著作権法要義』において、例えば第18条(著作財産権承継後における著作者の同意のない著作物の改ざん禁止を規定)につき、「自己ノ著作物ヲ改竄セラレサルノ権利ナリ・・・著作者ニ専蜀スル権利ニシテ人格権ノ一部ヲ爲スモノナリ」と言い、「元來著作物ハ其ノ著作者カ頭腦ヲ腦マシ苦心焦慮シテ製作セシモノナレハ著作者自身ニ非サレハ妄リニ之レニ筆ヲ加ヘ又ハ刀ヲ添ユルヲ許ス可カラス、若シ他人カ妄リニ之ヲ改竄スルトキハ遂ニ著作者ノ意ヲ害シ」と述べているが、それに続けて「從テ著作者ノ名譽ヲ傷クルニ至ル」と述べている。さらに同条に関する別の説明箇所においては「・・・原著作物ニ原著者ノ名ヲ冠シ相續人又ハ譲受人カ之ヲ修補セシ旨ヲ書シテ之ヲ公ニセルハ敢テ差支ナキナリ・・・本條ノ精神ハ只修補シタルモノヲ恰カモ他人ノ著作物トシテ發行スルコトヲ防カントスルニアルノミ」とも述べている。前掲注11において指摘されているように、抑々水野鍊太郎が上記の解説書を著した明治32年の時点において「名譽」の概念が現在のような社会から受ける客観的評価としての名譽と同一のものとして捉えられていたかどうかという点は存在するが(因みに、同氏による同時期の「本邦著作権法ノ沿革」『法學協會雜誌第貳拾卷第八號』629頁では、著作権の内容として、金銭上の権利と無形上の権利とを規定する各国立法例で増加していること等に触れつつ、我が国出版條例時代の専賣權は「單ニ金銭上の利益ノミニ着眼シ著作者ノ名譽上ノ権利ニ關シテハ何等ノ保護ナカリシナリ」とされており、また別の著書である『他山之石』151頁以下所収の附録講演「著作権保護萬國同盟條約に關する伯林會議」においても「著作権は・・・又他の一面から見ますれば財産と云う考や、有形上の利益を得るという考はなくしても、自己の著作を世の中に發表するといふことに依つて無形上の愉快を得ると云うこともあります」とも述べられているし、昭和初期の三島誠也「著作権法改正の大綱(-)」『警察研究第二卷第四號』46～47頁でも、著作者人格権に関する法改正に關連して「本來著作物に變更を加へて其の特徴を害するが如き事あれば假令其の變更は極めて輕微なる場合と雖も著作者が其の著作物を通じて有する聲望は之が爲めに害せらるゝに至るであらう。」とされている)、少なくとも著作者人格権による保護を考える上で、保護対象となる著作物との関係性について、その著作者のみならず、世間一般についても考慮した形で制度設計されていることには相違ないといえよう。

くことが必要になる⁴⁴⁾ものであるところ、こうした本質的な課題については、先行研究の進捗⁴⁵⁾も踏まえつつ、また別の機会において整理・検討を深めることとしたい。

44) もちろん、そうした探求の過程では、前出の著作者人格権と一般的人格権との関係についても触れていくことになることは言うまでもない。

45) 著作者人格権の保護法益に関する近時の先行研究としては、前掲注9・11を含めて長谷川遼教授による「著作者人格権の保護法益について」と題する一連のものが発表されているが、本稿執筆時点では未完のようである（現状では(1)～(6)までが公表されている）。